

■P31

■区では家具を止めるための器具などを援助しています。無料です。

区では家具を止めるための器具などを援助しています。無料です。地震のとき家具などが倒れてけがをする人を少なくするためです。

●対象＜援助を受けることができる家庭＞

援助の対象は港区に住んでいて、住民登録をしている家庭です。住民登録は住んでいることを区役所に届けることです。

※一つの家庭は、一回だけ申し込むことができます。

●援助の内容

「つっぱり棒」やフィルムなどの実物を援助します。「つっぱり棒」は家具を

倒れないように止めるものです。フィルムはガラスが飛び散らないようにするものです。ただし、限度があります。

お年寄り・障害者＜体の不自由な人＞・お腹に赤ちゃんがいる人・赤ちゃん

を産んだばかりの人がいる家庭、ひとり親の家庭の人には、援助された

器具をつける手伝いをします。

●対象 <手伝いを 受けることができる 家庭>

港区に 住んでいて、住民登録をしている 家庭で、(1)~(6)の どれかに あてはま

る 家庭が 対象 です。住民登録は 住んでいることを 区役所に 届けることです。

(1) 65歳以上の 一人で 住んでいる 家庭、または お年寄りだけの 家庭

(2) 要介護3以上の人が いる 家庭

(3) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を 持っている人  
が いる 家庭

(4) 東京都 難病医療費助成を 受けている人が いる 家庭

(5) お腹に 赤ちゃんが いて、母子健康手帳を 持っている人が いる 家庭、

または 赤ちゃんを 産んで、11 か月後の 月の 最後の 日までの人が いる  
家庭

(6) お母さんと 子ども、または お父さんと 子どもの ひとり親の 家庭

●手伝いの 内容

区から 家具を 止めるための 器具が 援助されたら、あなたの 家の 家具など  
に 取付けます。

詳しい 情報は、「家具転倒防止器具等助成制度に関するパンフレット」を 見て

ください。「家具転倒防止器具等助成制度に関するパンフレット」は各地区の総合

支所の協働推進課、または防災課にあります。

パンフレットと申請書<申し込み用紙>は、港区ホームページからもダウンロード

することができます。区では、器具の取付けについてのパンフレットを

作っています。対策をするとき、見てください。

■避難場所・避難経路を確かめてください。

避難場所はみんなが逃げる場所です。避難経路は逃げるための道です。

あなたの住んでいる地域の避難場所を防災地図で見てください。

避難経路の危険場所について話し合ってください。そして、休みの日

などに、散歩をしながらみんなで確かめてください。

■防災訓練に参加してください。

防災訓練は地震や台風などから身を守るための練習です。

地域の防災訓練には、積極的に参加してください。